

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和8年8月31日

分任支出負担行為担当官

米代東部森林管理署長 鉢村 勉

1. 競争に付する事項

入札番号 第1号 建設機械等チャーター単価契約(2回目:鹿角地区)

第2号 建設機械等チャーター単価契約(2回目:大館北秋田地区)

(1) 入札の名称、契約内容・規格、予定数量等

名称 「建設機械等チャーター単価契約入札」

入札番号ごとの内容は「内訳明細書」による

(2) 契約日

落札決定後7日以内

(3) 履行期間

自 契約締結日の翌日から

至 令和9年1月29日まで

(4) 作業場所

「内訳明細書」のとおり

(5) 入札方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約は、落札価格に基づく単価契約とするので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同

条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」の営業品目「315 その他」で「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) その他予決令第 73 条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (6) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む。)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (7) 発注者の指定する方法で入札説明資料の交付を受けていること。

3. 入札・開札の場所及び日時

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

- (ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和 8 年 9 月 15 日(火) 午前 9 時 00 分から

令和 8 年 9 月 16 日(水) 午前 9 時 00 分まで

- (イ) 紙入札方式により参加する場合

令和 8 年 9 月 16 日(水) 午前 8 時 45 分～午前 9 時 00 分まで

郵便入札を認めることとする。ただし、郵送(書留郵便に限る)による入札の期限については令和 8 年 9 月 15 日(火)午後 4 時 00 分までとし、再入札には参加できない。郵送先については以下の提出場所とし、入札書の日付は「令和 8 年 9 月 16 日」とする。

提出場所 〒017-0031 秋田県大館市上代野字中岱 3-23

米代東部森林管理署 総務グループ 電話 0186-50-6130

- (2) 開札の日時及び場所

令和 8 年 9 月 16 日(水) 午前 9 時 00 分

米代東部森林管理署 会議室

4. 入札説明資料の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間

公告日より入札日の前日まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分(ただし、正午から午後 1 時 00 分を除く。)

- (2) 交付場所

上記 3 (1) (イ) の提出場所

(3) 交付方法

入札説明資料は電子調達システムからダウンロードすること。

紙入札方式により入札に参加する場合は、上記 3 (1) (イ) の提出場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

5. 証明書類の提出期間、場所及び方法

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、上記 2 (3) の資格を有することを証明した書類（「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを下記により提出しなければならない。

(2) 提出期間

令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 4 時 00 分まで（提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日）

なお、当該証明書類等に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時 00 分までの間においてそれに応じなければならない。

(3) 提出場所

上記 3 (1) (イ) の提出場所

(4) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上で PDF ファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、持参する場合は、令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 4 時 00 分までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（ただし、正午から午後 1 時 00 分を除く）

6. その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した別添「入札内訳書」を提出すること。

なお、入札の際に内訳書が未提出又は提出された内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

入札説明書及び東北森林管理局競争契約入札心得による。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入

札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要とし、落札者が紙入札の場合を除き、電子による契約とする。ただし、落札者が紙による契約書を希望する場合はこの限りではない。

(7) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中の変更は、原則として認めないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(8) 発注者側の電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

本公告に係る東北森林管理局競争契約入札心得及び東北森林管理局役務契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ> 公売・入札情報> 各種要領及びマニュアル

東北森林管理局競争契約入札心得

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/attach/pdf/index-119.pdf>

東北森林管理局役務契約約款

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/attach/pdf/index-79.pdf>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは 東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)

をご覧ください。

内訳明細書

第1号

建設機械等チャーター単価契約（2回目：鹿角地区）

単位：時間

森林事務所	予定路線	バックホウ 0.45 m3	ダンプトラック 4.0 t			備 考
中滝 ・ 止滝	山中沢	14				小坂町役場から 40kmまで 0.5
	カリウ沢	14				山中沢から 10kmまで 0.5
	小計	28	0			
大湯	不老倉	14				カリウ沢から 20kmまで 0.5
	小計	14	0			
花輪 ・ 柴内	大又沢	21				不老倉から 30kmまで 0.5
	小計	21	0			
八幡平	江戸川	80	40			大又沢から 20kmまで 0.5
	赤沢	40	20			自走
						市役所まで 30kmまで 0.5
	小計	120	60			
	計	183	60			

※バックホウ、ホイールローダには誘導員(軽作業員)を配置すること。

※融雪後の林道状況、他事業実行上の都合から、作業箇所、数量については変更となる場合がある。

※チャーター機械についてはアワーメータもしくはタコメータにより時間管理できるものとする。

○ 機械輸送費

輸送機種	※輸 送 距 離	輸送回数（回）	備考
バックホウ 0.45 m3	10 kmまで	0.5	
バックホウ 0.45 m3	10 kmを超え20 kmまで	1.0	
バックホウ 0.45 m3	20 kmを超え30 kmまで	1.0	
バックホウ 0.45 m3	30 kmを超え40 kmまで	0.5	
計		3.0	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所を含む）とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1.0 回とし、片道の場合は0.5 回とする。

内訳明細書

第2号

建設機械等チャーター単価契約（2回目：大館・北秋田地区）

単位：時間

森林事務所	予定路線	バックホ 0.45 m3	ダンプトラック 4.0 t			備 考
長木・矢立	西の又	14				署から 20kmまで 0.5
	牛沢	14				西の又から 20kmまで 0.5
	小計	28	0			
岩野目・高岨	岩瀬	7				小計から 30kmまで 0.5
	平滝	7				牛沢から 10kmまで 0.5
	ツガル沢	7	4			自走
	蛭沢千歳	4				自走
	十ノ瀬	4	4			自走
	小計	29	8			
鷹巣	弥助沢	7				十ノ瀬から 30kmまで 0.5
	鍋越沢	14				自走
	空杉沢	7				鍋越沢から 10kmまで 0.5
	小計	28	0			
七日市	下中の沢	7				空杉沢から 30kmまで 0.5
	多々羅	7				下中の沢から 20kmまで 0.5
	牛沢	14				自走
	小計	28	0			
扇田東・扇田西	中山	7				牛沢から 40kmまで 0.5
	板割沢	7				中山から 20kmまで 0.5
	棚沢	7				板割沢から 20kmまで 0.5
	左一通	7				棚沢から 10kmまで 0.5
						市役所まで 20kmまで 0.5
	小計	28	0			
	計	141	8			

※バックホウ、ホイールローダには誘導員(軽作業員)を配置すること。

※融雪後の林道状況、他事業実行上の都合から、作業箇所、数量については変更となる場合がある。

※チャーター機械についてはアワーメータもしくはタコメータにより時間管理できるものとする。

○ 機械輸送費

輸送機種	※輸 送 距 離	輸送回数（回）	備考
バックホ 0.45 m3	10 kmまで	1.5	
バックホ 0.45 m3	10 kmを超え20 kmまで	3.0	
バックホ 0.45 m3	20 kmを超え30 kmまで	1.5	
バックホ 0.45 m3	30 kmを超え40 kmまで	0.5	
計		6.5	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所を含む）とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1.0 回とし、片道の場合は0.5 回とする。